**令和５年度**

**第１回大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会**

**日時：令和５年６月１日（木）**

**午後５時から午後７時まで**

**場所：大阪府立障がい者自立センター**

**１階　大会議室**

○事務局

ただいまから令和５年度第１回大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会を開催させていただきます。

　委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

　私は本日の司会進行を務めさせていただきます、事務局の障がい福祉室地域生活支援課です。どうぞよろしくお願いいたします。

　はじめに、大阪府福祉部障がい福祉室　地域生活支援課長の高橋よりご挨拶いたします。

○事務局

大阪府地域生活支援課長の高橋です。

　大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会の今年度第１回目の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

　委員の皆様には、令和４年度から「市町村における相談支援体制」について、ご議論いただき、地域移行や人材育成などのテーマで様々なご意見をいただきました。

　本日は、これまでいただいた貴重なご意見を、部会長の指示のもと、「市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化に向けた提言」（案）としてまとめていますので、特に、第４章の市町村及び大阪府がこれから取り組むべき事項について、中心にご議論いただきたく存じます。

　この提言案につきましては、市町村がこれから作成する「次期障がい者計画」の参考にしてもらうべく、市町村へ発出したいと考えております。皆さまの豊富なご経験や深い見識により、忌憚なくご議論いただきたく思います。

　本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、本日ご出席の委員の皆さまを、部会長と委員氏名を５０音順で、ご紹介させていただきます。

　東大阪大学　こども学部　こども学科　教授の潮谷　光人（しおたに　こうじん）部会長でございます。

　門真市　保健福祉部　障がい福祉課長の木本　吉則（きもと　よしのり）委員でございます。

　社会福祉法人　東大阪市社会福祉事業団　基幹相談支援センター　所長の児玉　祐子（こだま　ゆうこ）委員でございます。

　特定非営利活動法人　サポートグループ　ほわほわの会 代表理事の宮﨑　充弘（みやざ　き　みつひろ）委員でございます。

　小口（おぐち）委員におかれましては、本日所用のため、ご欠席でございます。

　本日は、４名の委員が出席されていますので、本部会運営要綱の第５条第２項の規定により、出席委員が過半数に達しており、会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

　続きまして、事務局ですが、地域生活支援課及び障がい者自立相談支援センターの担当職員が出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、次に、お配りしている資料を確認させていただきます。

　まず、本日の次第、本部会の運営要綱、委員名簿、配席図

　資料１としまして「市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化に向けた提言」

　資料２としまして、「議論経過令和４年度ケアマネジメント推進部会における検討事項」

　資料３としまして、「市町村の基幹相談支援センター設置に向けて」

でございます。過不足等ございませんでしょうか。

　なお、本会議は、大阪府会議の公開に関する指針及び本部会運営要綱第９条の規定に基づき公開とさせていただきます。

　傍聴者がいる場合個人のプライバシーに関するご発言をいただく場合には、傍聴の方に一時ご退席をお願いする場合がございますので、あらかじめ事務局にお申し出をお願いいたします。また、議事録等作成のため、録音をさせていただきますので、ご了承願います。

　それでは本日の議事に入らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、潮谷部会長にお願いしたいと存じます。潮谷（しおたに）部会長、どうぞよろしくお願いします。

○部会長

改めまして、よろしくお願いいたします。

　第１回の障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会ということになりますが、今、説明にもありましたように、７月中旬に市町村の方に「提言」として出す予定にしておるということで、スケジュールがかなり厳しい状況にあります。今日、議論を十分にしていただいて、私の方で皆様にお返しできたらと思いますが、場合によっては、事務局の方で作成となる可能性もあるかと思っております。現在、障がい者福祉計画を各市町村で作成していくという状況もありますので、どこの市町村でも１回ぐらい計画策定の会議をされているかと思いますが、そこで相談支援体制ということを提言できたらと思っております。

　それでは、まず、議題１について事務局から説明お願いいたします。

○事務局

まず、資料１をご説明させていただきます。「市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化に向けた提言」ですが、これが本部会からの最終の成果品というところで、これを大阪府に提言いただいて、大阪府から府内の市町村に対しまして発信する予定をしております。

　「はじめに」のところの２段落目ですが、「令和４年１２月、総合支援法の一部改正によって、基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務となっております。当センターの役割が追加・明確化になったことに伴って、市町村の果たす役割は益々大きなものとなっていますよ。市町村においては、地域の障がい児者が希望する生活が送ることができるよう、本人の意向やニーズをしっかりと把握して、必要な資源につなげる相談支援体制の充実強化に努める」とあります。この提言につきましては、「はじめ」の末尾なのですが、本書が、今後大阪府や各市町村において作成される「第７期障がい福祉計画」及び「第３期障がい児福祉計画」の参考となり、市町村における相談支援体制の充実強化に向けた一助になれば幸いですということで、各市町村さんはこの提言を見ながら、これから作っていく計画に反映していただくとなっております。私どもも反映してほしいという思いでこの提言を作らせていただいております。

　次に、目次を見ていただきましたら、第１章・第２章・第３章・第４章というところで、四本立てになっております。第２章から第３章、第４章につきましては、昨年度からいろいろこの部会の方で議論いただきまして、資料２を見ていただきますと、昨年度の議論の経過というのをつけさせていただいております。資料２の１ページ目なのですが、「市町村における相談支援体制の再構築について」というテーマがございまして、その２番下の部会で検討するテーマといたしまして、昨年度は、障がい者の地域移行を支えるための相談支援体制について、２つ目が、市町村の相談支援体制の機能を発揮するために、３つ目が、これからの人材育成と確保のためにということで、この三本立てで、昨年度、検討いただきまして、２ページ目を見ていただきますと、まず、第１回１２月５日には、「地域移行支えるための相談支援体制について」、委員の皆様からの主なご意見をいただきまして、相談支援体制の課題とか、あと、自立支援協議会との連携・活用にかかる課題、地域資源の改善・開発の必要性といったところで主なご意見をいただいています。

　一枚めくっていただきまして、第２回に３月１４日の議論の経過で、テーマに「市町村の相談支援の機能を発揮するためには」というところで、委員からの主なご意見といたしまして、白丸の２つ目、「課題解決に向けては、市町村のバックアップ体制が非常に重要だ」と、その下の白丸で「追記実態を把握する手段としても自立支援協議会をもっとうまく活用できれば」と、もう少し下の「自立協議会活性化のためには主任相談支援専門員の関わりが必要ではないか」と、もう少し下の「指定特定相談支援事業所から新規課題の抽出ができる体制が重要だ」という意見をいただいております。

　テーマ３、「これからの人材育成と確保のため」というところで、委員の皆様からのご意見といたしましては、丸の２つ目、「主任専門員が基幹センターに配置されて、人材育成や地域づくり、中心になってソーシャルアクションを作っていく形がよい」と、白丸４つ目、「主任専門員の認知が不足しているのでどのような役割を担うのか、もっと周知が必要ではないか」と、２番最後ですが、「今後、初任研修修了後のフォローアップとか、加算の取り方に関する研修、ICTを活用した支援、質の向上に関する検討も必要ではないか」ということで、テーマ２、テーマ３につきまして、いろいろなご意見をいただきました。

　このご意見をもとに、先ほど見ていただいた資料１の目次に戻っていただきたいのですが、目次の第２章、第３章、第４章、この辺にご意見をいろいろ鏤めながら、この提言を作成させていただいております。

　３ページ目、「相談支援の動向」ですが、まず、１つ目が「相談支援の変遷」ということが一般的な法律の編成を記載させていただいております。

　２つ目、「市町村における相談支援、市町村の業務内容ほか、相談支援体制」をこちらに記載させていただきまして、４ページ目は、一般的な国が示している重層的な相談支援体制を記入させていただいております。

　５ページ目、３番として、「相談支援専門員の役割」ということで、相談支援専門員の業務の内容や求められるスキル、支援体制などを記載させていただいております。

　６ページ目、第２章　「大阪府内の相談支援の現状と課題」というところで、相談支援基幹にあたる現状と課題で、令和４年４月時点において、下図４というところで、次の７ページ目を見ていただきましたら、図の４なのですが、平成２５年４月１日時点では、指定特定の相談支援事業所が大阪府内３１５箇所だったものが、９年後の令和４年４月１日では、１，１９８箇所ということで、かなりの数が、約４倍程度、事業所として増加はしている状況でございます。

　一方で、セルフプラン率ですが、図の５を見ていただきましたら、全国的に見ても、大阪府のセルフプラン率が高く、図５の上半分が障がい者ですが、全国でワースト1で４１．３％、下の障がい児が全国でワースト3で５０．５％というところになっております。

　後ろに参考資料といたしまして、２１ページですが、大阪府内の各市町村別のセルフプラン率を載せております。

　一方で、門真市を見ていただきますと、１．８％と非常に少ない数字です。大阪狭山市ではゼロというところで、大阪府内でも、低いところと高いところ、すごく乖離があるような状況です。

　同じような形で下の障がい児のところを見ていただきましたら、大阪狭山市が０．３％、泉南市で０％ということで、大阪府内でも各市町村によってばらつきがあるような状況になっております。

　市の施策とか、市長さんとかの施策によって、プラマイのところでしたら東大阪は障がい者は０％にしていこうと頑張っていただいているのかと思います。

　提言に戻っていただいて、８ページに、このような状況の課題といたしましては、上から３行目「他業務に労力が取られて疲弊していますよ」や次の段落で「各相談支援機関がきちんと役割分担ができておらず、それぞれ雑多な役割を担って、業務に追われて余裕がない」、「事業所が不足している、人材が不足している」ということが課題になっています。

　９ページをご覧ください。「相談支援に従事する人材にかかる現状と課題」ということで、図６を見ていただきますと、先ほどの事業所と同じような形で、働く相談支援専門員の方も平成２５年４月１日時点では５４９人で、９年後の令和４年４月１日時点では２，４５９人と、約５倍弱になっております。

　働く場所も増えて、働いている人もどんどん増えているが、それ以上障がい者の方が増えていると、そのため相談支援専門員がケースを持ちすぎて疲弊してしまって回っていかない状況かと思います。

　図６の折れ線グラフを見ていただきましたら、一事業所当たりの相談支援専門員の数なのですが、一事業所当たり、９年前は１．７４％、昨年度令和４年度では２．０５％というところで、ほとんど０．３ポイントしか変わらず、依然として、事業所単位が小さい、１人事業所が多い＝一人で抱え込んでしまって、相談できない事業所さんがバーンアウトしてしまう可能性が高いというような状況が続いております。

　課題を解決するにあたりましては、１０ページの段落２つ目に書かせていただいておりますが、市町村におきましても、相談支援専門員の確保や資質向上のために、財政状況とか、いろいろあるのですが、単独補助制度の創設とか、事業所の経営実態調査などしていただけたらと思っております。

　もう少し下ですが、「主任相談支援専門員が基幹センターに配置されて、新規の事業所支援に活躍できる、支え合う体制づくりの場として、自立支援協議会を活用していくことが重要ですよ。それをするには行政のバックアップが何よりも重要と考えます」ということです。

　次に、３つ目、「地域移行を支えるための相談支援体制の現状と課題」というところで、令和４年度の大阪府の自立支援協議会、このケアマネ部会の親部会の方で、施設からの地域移行をテーマに議論されておって、その議論の中で、相談支援体制の脆弱性が指摘されたことから、この部会におきましても、地域移行を支えるための相談支援体制のあり方について、協議会に部会長の意見、本部会の意見をしていただきました。報告書につきましては、「こちらにリンクを貼っているので各市町村さん見てください」という内容になっております。

　その中で、地域移行のところの続きなのですが、１１ページの丸の１つ目、「入居者が地域生活をしていくためには」というところで、「協議会の形骸化・マンネリ化が続いています」、「地域資源が不足しています」、「相談支援専門員の力量等の課題があります」ということが課題なのかと思います。

　次に、第３章ですが、ここは厚生労働省、国が求めていることを書かせていただいております。「基幹相談支援センターの機能の強化」というところで、２段落目に「さらに」ということで、「令和４年１２月に総合支援法が改正されて、令和６年４月から市町村における基幹相談支援センターの設置が努力義務化されます」と、現在、大阪府で基幹相談支援センターを実施していないのが７市町あります。７市町がこれから努力義務化に伴って、積極的に設置していく方針がある。今回の法改正に伴いまして、下の３と４ということが、新規で法律に明記されることになりました。地域の相談支援従事者に対する助言の支援者支援と自立支援協議会の運営での関与に基づいた地域づくりの業務ということが、基幹相談支援センターに求められる機能ということで明記されます。

　１３ページには、２番「地域事情に応じた相談支援機関の役割分担と機能充実」ということで、「市町村は住民にとってわかりやすくアクセスしやすい相談窓口を設けることが重要」と、２段落目には、「地域の相談支援体制を効果的に機能させるためには、地域事情に応じて果たす役割・機能を整理して、役割分担を決定した上で切れ目のない支援を提供することが重要」ということで、２番に書かせていただいております。

　３番目が、右側ページの１４ページ、「相談支援に従事する人材育成の確保」ということで、１行目１段落目で「適切な計画作成のもと個別支援ができてかつ地域づくりができる相談支援専門員の養成、戦略的な配置計画、スキルアップ体制の整備等について継続的に取組んでいくことが重要」と書かせていただいております。

　次が、１４ページの４番ですが、「地域生活を支えるための連携体制の整備」ということで、２段落目で「相談支援事業だけでは解決できない困難事例の課題について、地域の関係者が集まって、地域における支援体制に関する課題を共有して、関係機関の連携の均一化を図る自立支援協議会における検討は欠かせない」ということです。

　次に、１５ページになりますが、１５ページの３段落目で、「さらに」というところで、「障害者総合支援法の改正に伴って、自立支援協議会を通じた地域づくりというのは、個から地域への取組みが重要です」と下記の役割が明記されました。

１、障がい者等の適切な支援に関する情報等を行う。

２、協議会は地域の関係機関に対し、情報提供や意見表明の協力を求めることができる。

３、「協議会関係者に対して守秘義務を課す」となっていますので、これは案に「自立支援協議会の中で個別事例をきちんと検討しなさい」と、「難しい困難事例を検討しなさい」ということで、「そこで入った情報については、漏らしてはいけない」と、厚生労働省が法律を決められたのかと思っております。

　第４章、ここからは皆さんにご議論を重点的にいただきたいところなのですが、「市町村の相談支援体制の充実強化に向けた、このケアマネ部会からの提言というところで、前半と後半に分けております。前半が府内市町村に対しての提言、後半が大阪府への提言というところで、まず、前半の府内の市町村への提言につきましては、１番 基幹相談支援センターの機能強化の取組みというところで、基幹相談支援センターを設置していない市町村の７市町につきましては、早期に設置が必要であると。

　２番目、「基幹相談支援センター設置している市町村につきましても、本来の役割を果たせていない場合は、地域の実情に応じて整理分担すること。

　３番目、基幹相談支援センターを設置した暁には、事例検討会や初期費加算分の請求の方法に関する説明会やスキルアップ研修会など、定期的、継続的に実施して、単独の市町村のみならず、隣接の市町村や、圏域ごとで、輪番制などで、実施していくことが重要です。

　２つ目、高推移のセルフプラン率の解消というところで、第２章にあるとおり、大阪府は全国平均から突出してセルフプラン率の割合が高い状況です。計画相談の専門家である相談支援専門員さんが、作成するサービス等利用計画を策定するよう推進すべき、そちらに舵を取るように考えます。

　（２）といたしましては、府内市町村が全て一律に、先ほど見ていただいたように高いわけではなくて、市町村間のばらつきがあることから、各市町村が自分のところの地域のセルフプランの実情を把握して、セルフプラン率の高い、低い要因、特に高い要因を分析した上で、相談支援専門員に計画相談が全てに行き届くよう、必要な相談支援専門員人数等を数値化してください。数値化して体制整備に取組んでいくことが必要があると。

　３つ目、相談支援に従事する人材養成といたしまして、相談支援専門員さんが疲弊や、孤立しないように、自分のところの事業所内で日常的にスーパービジョンを行えるような体制整備、雰囲気を醸成することが重要です。また、大阪府内、他の県もそうかと思いますが、１人相談支援事業所も多いので、他機関、まずは横の事業所間の連携、あとは縦の連携です。他機関との連携や市町村内容、相談支援部会を設置して、グループスーパービジョンを通じて相談できる体制を整備することが非常に重要であると。

　２つ目といたしましては、各市町村の地域の実情を踏まえて、主任専門員の強みを活かす役割を明確にしてくださいと。

　今大阪府内の市町村はヒアリングに入っているのですが、主任の業務が市町村では特に決めていないところもありますので、明確にしてくださいということもあります。

　次が、４番目の自立支援協議会の活性化というところで、大阪府内市町村には、自立支援協議会というのは既に設置されています。ただ、形骸化されていまして、十分に活用できていない市町村もあると、地域の関係機関を集めて個別の相談支援の事例等を通じて、明らかになった課題を共有して解決に向かうこと。先ほどの協議会関係者に対して守秘義務を課すということもありますので、個別事例もきちんと検討するということを入れております。

　２つ目が、基幹相談支援センター主任相談支援専門員、自立支援協議会、それぞれの役割を整理して、重層的な支援体制を整備すべきです」ということです。

　５番目、その他といたしまして、今までと毛色が違うのですが、施設の入所や、入所後の地域移行、入所中の重度障がいの方への訪問で、入所された方につきまして、府内市町村がフォローできていないところも多いと聞きますので、きちんと計画相談をつけるなど、市町村の職員がフォローするという役割分担を決めることが１番です。

　２つ目が、虐待のことを書かせていただいておりまして、虐待は障がい児者の尊厳を傷つける許されない行為です。きちんと周りで見守りしていくことが重要です。

　３番目が、最近、特に地震とか、災害が多いので、災害時の避難支援を実効性のあるものにするために、市町村が作成する「個別避難計画」に相談指定行動要支援者の状況を把握しております相談支援専門員も参画して、計画作成することは非常に有効です。一方で、相談支援事業所につきましても、災害があっても、業務は継続してする必要がありますので、BCPは作成することとなっております。

　今までが府内の市町村向けへの提言について、これからが大阪府への提言といたしまして、まず、１つ目、相談支援アドバイザー派遣事業の活用ということで、基幹相談支援センター未設置の７市町に対して、今現在、個別にヒアリングは行っているところなのですが、大阪府は、個別にヒアリングは行って、設置に向けた課題解決に支援を行ったと。設置済みの市町村に対しても、役割が整理されていない場合は、大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣事業によるアドバイザー派遣を活用して、役割分担等を整理していってくださいと。

　２つ目、大阪府版相談支援体制のマニュアル作成等ということで、今のところ国からは、法改正を踏まえて、相談支援体制のマニュアルを今後発出する予定と聞いております。マニュアルが出て、大阪府版マニュアルを作成するなど、市町村相談支援体制の充実強化に向けた支援を行う必要があるということです。

　３つ目、地域の相談支援従事者の育成及び確保で、法定研修である初任者研修、現任研修の充実に努めるとともに、主任相談支援専門員の養成研修とフォローアップ、相談支援従事者を継続的に養成していこうということで、初任者研修など大阪府で新規研修事業者として実施してくれるところがないか、呼びかけているところです。

　また、各相談支援事業所が孤立して、従事者がバーンアウトすることがないように支え合う体制づくり、人材育成の観点からも、きちんと国の制度の見直しを働きかけ、国に対してものを申しなさいと、先進事例などを大阪府は市町村に対して情報発信していくことも有効ということです。

　４つ目、主任相談支援専門員の役割ということで、ケアマネ部会におきましても、令和２年３月に作成した「大阪府相談支援専門員人材育成ビジョン」があるのですが、そこに主任相談支援専門員の役割とか、活動事例など追記して、ブラッシュアップを図りたいと考えております。大阪府におきましては、このビジョンについて、府内市町村に広く発信して、好事例の紹介や、圏域ごとの情報交換会を開催するなど、市町村に対して働きかけていくことが求められるということが、大阪府への提言になります。

　１９ページの「終わりに」というところで、府内市町村につきましては、PDCAサイクルを回して、相談支援体制の充実強化、毎年、同じところで評価をして、相談支援体制の充実強化に図るようにと書いております。

　また、参考資料といたしまして、２１ページ、先ほど見ていただきましたセルフプラン率や、２２ページが、令和３年度に新規開設した事業所ほか、廃止した事業所、廃止の理由としては、報酬が業務に比べて低いというところが１箇所しかいなかったと。

　皆さんに話を聞いていましたら、「報酬が低いので、やっていけない」と聞くのですが、実際アンケートを取ったら、1箇所だけであったということでした。

　２２ページの下を見ていただきましたら、府内市町村で相談支援専門員確保のために実施している取組みといたしまして、府内市町村の上から３つ目、単独の補助制度を設けている市町村もございました。

　一番最後に、大阪府のアドバイザー派遣実施要綱を添付しております。

　以上で議題１の説明を終了させていただきます。部会長よろしくお願いいたします。

○部会長

今、事務局からご説明がありました提言書について、皆さんからご質問・ご意見をいただけたらと思っております。

　第１章が「相談支援の動向」ということで、歴史の流れや、市町村の相談支援体制について、相談支援の役割ということが書かれているのですが、いかがでしょうか。このあたりでご質問、追加事項等がありましたら、お願いいたします。

　基本的には、国の流れというところを整理していただいているのかと思います。

　私が少し見たところですが、国の流れだけになってしまっていて、これまでの「大阪府の歩み」をもう少し書いてもいいのかと思います。先ほど、後半部分で人材ビジョンの話など、今までもハンドブックを作ってきていますので、今までにこのようにやってきたということを入れてもいいのかと思います。

○委員

この形の流れでいうのであれば、ケアマネージということがあるので、その延長があってもいいのかと思います。

○部会長

ケアマネジメント部会と言っている拠の部分にもかかってきますので、流れということがあったほうがいいかも知れません。

　第２章では、大阪府の相談支援の現状と課題が挙げられているのですが、このあたりいかがでしょうか。参考資料を各市町村にわたすときはつけるのですか。

○事務局

つけます。特にセルフプラン率で市町村ごとに出ているのは、絶対に提示したいと思っております。主任の数はデータには入れてないです。

○部会長

令和５年度までの主任の数も入れてもいいかも知れません。市町村別もあってもいいかと思います。

○事務局

現状、主任相談支援専門員の研修を受けた方というのは、１６６名です。

実際に活動している主任の数は、指定特定だけは出ますが、委託と基幹が出ないかも知れません。ただ、指定特定は出ますと言いながら、指定特定と委託と基幹と３つ兼務している方もおられると思いますので、今、研修を修了された方が１６６人で、指定特定に配置されている方は１４７名なのです。ほとんど指定特定に配置されているのかというと、違うと思います。基幹にも配置されているし、委託にも配置されているので、ほとんどの方が兼務なのかと思います。

○委員　研修修了者の市町村別だけでも、何かの参考になりそうな気がします。

○委員

図４の指定特定の相談支援事業所数、事業所の数です。また、その数と、図６の職場に配置されている相談支援専門員人数、この数値が市町村別に出たら、どれぐらいの事業所があって、セルフプランの市町村別が一定の比例に当てはまるのであれば、根拠としては、明確な数字を出してもらいたいです。第７期までにセルフを解消するために出してもらうためには、どれだけの相談員がいて、どれだけの事業所が必要かというところの一定の根拠の数、もし、ここで導き出せるのであれば、これぐらいの数からセルフプラン率がこのようになると、当然セルフプランというのは、本人が望んだセルフではないと前提で考えて、セルフになっている人たちが、だいたいこれぐらいの人数の相談支援員がいるのか、セルフ率と比例しているのかということが出るのであればと思いますが、ただ、それが社会学といいますか、正しいかどうかがありますから、変な誘導など嫌だと思う反面、根拠を導き出す一定の数字があれば、そこにクロスをかけていくのもそうですけれど、と思ったりもしました。

○事務局

私どもの方では、サービス等受給者数ということが各市町村別で出まして、先ほど言っておりました指定特定で働いておられる相談支援専門員の数というのも出ますので、私も、いろいろヒアリングをしますと、だいたい１人、年間３５から４０ケースぐらいするのが適当ではないかと、それぐらいだったら運営もしていけるのではないかと聞いております。

　単純に、例えば岸和田市でいけば、サービス等受給者数が３，03９人ですが、それに対して、相談支援専門員さん６４人なので、一人４７件の計画を作れば、セルフプラン率がゼロになるということが、簡単に機械的に出そうと思えば出せます。そのような出し方で、私ども計算していまして、大阪府内であと相談支援専門員が何人いるのかというと、今、現状で２，５００人弱なのですが、セルフプラン率をゼロにしようとしたら、一人３５件のケースだったら、あと１，５００人ぐらいでセルフプラン率がゼロになるのではないかと考えております。ただ、机上の空論だけであれば何なのですが、１，５００人をこれから賄うにあたって、初任者研修を何人受けてもらわないといけないなどの試算も一緒にやっていますので、そこまで提言には載せてはいませんが、ただ、委員がおっしゃっているみたいに、各市町村が絵を描くメルクマールではないですが、数値を載せるのがいいのではないかということで、例えばサービス等受給者数を府内市町村別で載せて、指定特定で働いておられる相談支援専門員の数を市町村別で載せるとか、というのは「あり」かと思います。

○部会長

相談支援専門員の数があったほうが、各市町村の比較はしやすいかも知れませんね。受給者数に対してどれぐらいということがわかります。

　８ページのところに、国から独自の取組みを出されていますが、このようなものが大阪府内、実際にやられている取組みということが出るといいなと思いますが、そこは何回か好事例の紹介というのは来てはいますが、好事例の紹介、コロナ禍ではまだしていないので気にはなると思います。各市町村に出したときに、「このようなものをやっているのだ。うちもやらないといけないね」とつながったほうがいいので、出せるものがもう少しほしいということが正直なところです。

　それが実際に機能しているかどうかは別の話で、このようなものは市町村独自の取組みとしてあるということが、国が挙げているものと同じような形で市町村に出せたらいいのかと思います。時間的な難しさもあるかも知れません。

　課題というところでいうと、実際、重層的に相談支援体制がまだ動いていないので、困難事例が出ていても、なかなか検討できていない現状というのは、何かあったほうがいいのか、相談支援がかなり複合的な困難事例で手を焼いている状況です。そういうのが相談支援の方が見たときに、「自分たちは本当に困っているのだ」ということを共感してもらえるような、例えば頻回相談がどれぐらい、大阪市が出しておられましたが、頻回相談の人が、だいたい１人の相談支援員の方が、１人から２人抱えているとか、そのような身近な相談支援の課題も、共感してもらうという部分。それこそスーパービジョンの必要性があるのか、実際に困難支援体制の整備ということが大事だというところが出てくるのかと思います。それは２番のところかも知れないのですが、２番の９ページのところの中に、もう少し身近な相談支援が抱える課題ということが明確になってくるような気がします。

○委員

これを読んで、市町村の人が、「よっしゃ頑張ろう」という気持ちになるのか、先ほど先生がおっしゃっていた「好事例を入れる」ということがあると、「これならうちの市町でもいけるかも知れない」、「これだったらやってみよう」、「このようなことが解決するために相談支援を少し増やさないといけない」というエッセンスが全体的に少ないのかと思って、初めて見たときも、これを読んで市町村の人がどれぐらいわかるのかということが正直あったので、１つは好事例を入れるということは、すごくいいと思いますし、やってみようと思えるような仕掛けというか、例えばセルフ率０％の大阪狭山市が何ケースあって、相談支援専門員が何人いて、０％みたいなところがとてもわかりやすかったり、少し手が届くようなことと言うと。

○事務局

どうしてセルフプラン率が低く済んでいるのかという事例紹介だったり、そもそもセルフプラン率が高くて何が問題なのかと思っておられる方もいらっしゃいます。さらに具体的にいうと、「プランを作らなくてもサービスを使えるではないか」と思っておられる市町村もあると思います。そのようなことに対して丁寧に「だから必要なのだ」ということをお伝えしていく、この部会の中では、昨年度の議論で、障がい児について、プランを作るプロセスの中で他の人に相談する経験、大人になってから人から支援を受けるということにつながってくるというご議論をいただきましたので、それも含めて、セルフプラン０に近い数字になっているのが、市町村のどのようなお考えで、どのような取組みでなっているのか、そのようなところが聞き取れるようでしたら、入れさせていただければと思います。

○委員

うちの市でセルフプラン率は児童は低いのですが、障がい者がセルフプランが５５％なのですが、それの何が問題かというと、もちろんセルフを希望してセルフの方はいらっしゃるのですが、協議会に地域課題が、個別課題から地域課題になって挙がってくるときに、相談員がついていない５５％の方の課題ということが、やはり協議会に挙がりにくいのです。ただ、市町村が、協議会がもう一つ活性化していないなど、協議会が何のためにあるのか今一よくわかりませんという行政の方が読むと、連動しにくいような、セルフプラン率が低くなるメリットが読み取れるような。

○事務局

セルフプランを作られている方の課題というのは抽出されるかも知れませんが、そもそもプランを作っていなかったら、「その吸い上げる仕組みができていないのでは」というご指摘だと思いますので、大変重要だと思います。ただ、それを受けて次のステップをどのようにするかというところで、協議会でうまくできていなかったら、両方挙っても、どうして議論してやっていくのかというところがつまずいているのではとのご指摘も書いています。

○委員

もしくは、「プランはついているけれど、自立支援協議会まで挙ってきていない」ということも追記によってあるかと思います。

○部会長

具体的な必要性があるのだというところをどれだけ述べられるのかだと思います。使いやすさ、ぱっと見てやりたいと思えるような内容になっているかというところも、ほしいところです。

　第３章ですが、「地域にまつわる相談支援体制の役割と機能」というところです。

　２番目が、地域実情に応じた相談支援機関の役割分担と機能充実です。

　３番目が、相談支援に従事する人材の育成と確保。

　４番目が、地域生活を支えるための連携体制の整備です。

　１番の基幹相談支援センターの機能の強化というのは、国の流れというところで紹介しているということになります。

　少し２番に地域実情というところで、大阪府下において、それぞれの三層構造ということがあると思います。三層構造でない二層構造の場合もあるということは書いてあるのですが、このあたりいかがでしょう。

○委員

国が言われていることは、３の支援金なので、支援金について、今回、計画ににあった話なので、その方法として、３番の人材育成確保のところの、いろいろな方法が書いてありますが、これは市町村独自に書いてほしいと思います。市町村独自の人材育成確保の仕方を書いていただければと思います。おそらく、計画を作るときにコンサルが入ると思います。「数字に関しては、市町村でここは考えましょうという形で、市町村独自の実数・目標数を入れなさい」という形で強気に出したほうが、コンサルの人も、今回のやり方は、「実数で数字を出してください」とか、単純に人口割にして出さないようにはしたいと思います。

　好事例など、うちでもこのような取組みをやっていこうという形で文章化できたりすると、市町村の方は、これを見て相談支援体制の計画は、このような形で作ったらいいのだという前向きなプランにしてもらえたらいいのかと思います。

○部会長

計画では、相談支援の目標値は出していますか。市町村別で、何かありますか。

○委員　うちは相談員の数ではなくて、計画相談の数です。

○委員　個別給付の数字ですから、予算につながっていますので。

○部会長　だからこそ、そこを検討してほしいということがあります。

○委員

個別給付の過程、給付の数がセルフを解消するかどうかということが、まず、どんな考えで市町村が出したかとなると思います。平均４０％ぐらいセルフがあってもいいという前提で、もし、コンサルが考えたら、それで人口割合で出すだけでしょう。そのようなことでいいのかという話で、それをきちんと実際の数字をどうするのという、これからやるサービス計画作成人数、それに対して何人応援に行ったらいいかと各市町村で考えているかということです。その基本の方程式が、先ほどおっしゃった４０人のケースぐらいが、このようなケースになっていますよというデータがあったら、それに併せて「うちだったら何人だから、何人残っているので、何人入れよう」ということが数値になるのではないですか。そんな形で出していただいたらいいのかと思います。

○部会長

３番の書きぶりが、スキルアップとか、質的な向上というところで中心に書いているので、量的なところは、市町村独自の実態を踏まえて目標値を掲げるというところです。

　例えばその中に、初任者の方と、ある一定ベテランになってくる方の場合、どれぐらいあるのか、スーパービジョンができる方の相談支援養成が大事だと入れてもいいのかと思います。そこに向かって人事的なことも検討してくださいねということです。

　１５ページですが、特に３の守秘義務の部分の説明がもっとわかりやすくてもいいのかと思います。ほとんどの方は理解しているのですが、もっと地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会と同じように、自立支援協議会の中においても、会議体の位置づけが、今後必要になってきますので、そこから重層的強化支援体制に持っていくような流れを作っていくことが大事なのだということが、もう少しわかりやすく入っていたほうがいいかと思います。

　市町村の中でも、これに向けての準備ができていなくて、どのような書式でやるのか、マニュアルということが全然できていないです。今からやっていかないといけないというところがもう少しあってもいいかと思います。その中心的役割を果たすのは、地域の相談支援員さんだということです。だからこそ、地域内にスーパーバイザーもいるしというところです。

　肝になってくるのは第４章だと思います。

　一つは、課題のところで、地域移行の課題を述べていて、具体的な提言では、その他に地域移行の１番になっているので、地域移行はこの前に提言書を出したところなので、進めないといけないというのを公文化していいと思いますが、課題にも対応しているということもあり、具体的取組みというのは、東大阪でもやっている内容もあり、大阪市も強度行動障害の方の地域移行の事業もやっていて、基幹が訪問するということもいくつかの市でやっているので、そのあたりも前向きに出していければと思います。それこそ、府の実績でいかに流れをきちんと認識して、ここに作っていますよということがわかるようにしたほうがいいです。

　基礎的な部分でいうのか、困難事例の対応というのか、そういった具体的な相談支援の検討の場の必要性というところをもう少し協調してもいいのかと思います。

○委員

１番の基幹相談支援センター機能強化の取組みは、その高推移のセルフプラン率を解消したらどうなるか、相談支援に従事する人材養成に力を入れたらどうなるなど、自立支援協議会を活性化したらどんないいことがあるのか、そこが一言でも入っていたら、先ほど言っていた「やる気」というか、「やれ」と言われているからやりますという感じだと思いますが、これをできたらうちの市町はどうなるのみたいな、より良くするためにというところだと思います。

○部会長

セルフプランは、障がい者自身のサービス決定として、自己決定のものとして重要なものだというのは入れて置いて、ただ、大阪府下の中でもかなり差が出てきていると、セルフプランを解消しつつある市町村においては、先ほど言ったように、地域課題につなぎやすい状況があり、家族問題の把握に早期につながっているなど、メリットを書いた方がいいと思います。現状として、「８０５０」のような状況の把握も、介護保険につなげるというところでいうと、６５歳以上方に対しては、計画相談つけ加えたらいいなど、ケアの十分している人に対してはつけるべきだというような判断をしている市町村も出てきているというような現状で見たらいいような気もします。なぜしたほうがいいのだというところが、モチベーションになるようにしたほうがいいです。

　３番の相談支援に従事する人材養成は、スーパーバイザーができる方を市町村内に設定するといったものがあったほうがいいと思っております。また、強度行動障害においてアドバイスができる相談支援員がいるとか、医療的ケアの相談支援のアドバイスができる方がいるとか、そのような専門分野に特化したスーパーバイザー相談支援を地域内に抱えることが重要なのだということがほしいところだと思います。

○委員

大阪府下で確実にできているのはインターバルなので、インターバルを実際受けてくれていた方が、引き続きその方々の伴走型支援をしていくというのは、これは顔見知りになっていることもあって、効果はあるかと思います。和泉市は３０名ぐらいでした。令和４年から受講数をそのまま年３回、同じ研修を今年展開しています。未確認の方を調査しようと思っているのですが、やりやすい基幹相談支援センターで、主任研修全ての３０人が受けたのですが、その人の癖もわかってくるセルフプランもわかってきた、その方がどのように人材養成をしたら良いのかというのをやろうかということで、全部のスーパービジョンでやるのですが、研修の中身は初任者研修と同じ内容です。同じ初任者研修のテキスト通り、もう１回おさらいしましょうということでやるだけです。OJT（On the Job Training ：オンザジョブトレーニング）Off-JT、研修＋OJTで一年間やってみるとどうかとか、それで身につけてもらうというプランで、これは新しく考えたもので、どこの市町村でもできる取組みです。

○部会長

好事例のことがあればぜひ言ってもらえばと思います。

　あと、例えば人材育成、新たになってくれる人を啓発していくか、開拓していくかみたいなのもいるかも知れません。大阪市も、今年、有床の法人さんにも一回アプローチするみたいなことを言っていましたが、そのような入所施設とか、高齢のところに啓発的にやられるようにするなど、基幹も多いので、そのようなものも入れてもいいのかと思います。

　自立支援協議会の活性化ということがありますが、いかがですか。

○委員

自立支援協議会を活性化することによって、行政側の計画にも大きく影響してくるかと思いますが、そこが結びついているのか、結びついていない市町村も多いのではないかと思いますので、それこそ自立支援協議会が活性化していって、協議会があったからこんなことが起こったということが書けたら、メッセージ力も少し強くなるのかと思います。

○部会長

多分、どこの市町村も相談支援部会はあると思いますが、そこから先の取組みが今後求められますよというところですね。困難事例が検討できてとか、スキルアップが継続的にあって、１人相談支援事業所のバックアップ体制とか、若手相談支援員の交流があってなど、そのように挙げたほうがわかりやすいかと思います。

○委員

協議会の中で議論されているそういったことができていますと。行政的にはどうでしょう。どんなことがメリットでしょうか。目標の一つは、一つの好事例、今、まだ検討ですが、医療的ケアが医療部会をやって、そこで医療的ケアのある子どもたちの自宅改修の問題が出て来て、「いつのタイミングがいいのでしょう」と言いながら、いろいろなパターンがあるので、河内長野ですので、試しているのは順番として１６名で、１６名の子どもたちにみんな聞いたわけです。やはりバラバラなのです。年に何回か、一生の中で何回かの中でいうと、大手の顔で２、３回やるという手があるのですが、大手すぎて、忙しすぎてということですので、それなら一層のこと河内長野の工務店で全部も当たろうと、新規の工務店に当たって、そこの人たちに「関わってくれないか」と今やっています。

フィールド的には子どもたちの事を新規の工務店さん、河内長野に木はいっぱいありますので、木を使って、そういう形で、地産地消、地域の社会資源を使って、障がいのある人のさまざまなものをしていくみたいなことでつながれば、そこで経済も回りますし、そのような発想で地域づくりと社会資源の開拓というのは、これからいるのだという話をしていたのです。まだ、今から始まるところなのですが、もっともっと地域の社会資源、商店とか、子どもたちも進路の話になったときに、子どもたちのいる地域のお店インタビューにいこうという活動で動いているのですが、地域の方、どんどん障がいのある子でも帰ってきていいよと、休みの日に親と一緒に来てくれるので、お店もうれしいから、地域の社会資源の活用の仕方など、兄弟の中で話し合っているので、それはいいことではと思います。

○部会長

事例で挙げていいと思います。ただ、地域づくりといったときに、イメージがつかないのです。何をしたら地域づくりなのかというところで、自立支援協議会の中で問題把握ができて、地域の人たちを巻き込みながら展開するということが地域づくりになっていくのだということがつながっていくといいなと思います。

○委員

労働問題とか、人材不足を近所の人が働いて、働いている間は、守秘義務も発注もありませんし、そこでいろいろな人とつながって、「あそこにこんな子がいるんだ」と、地域の理解者が必然的に聞こえてきて、その息子とか、孫が働きに来ていますので、みんなでグループホームで働いてもらっていますから、つながっていくといいなと思います。

○部会長

そこは課題の集約。自立支援協議会が機能することができると、そこから地域住民の活用ということが検討できるようなつながりができてくるのが、自立支援協議会の活性化の理由というところで、しっかり皆さんにわかるといいのです。

　項目として、地域移行については一つ増やしていただくということですかね。その他で、（２）（３）ということで出ておりますが、他に何かその他で入れておいたほうがいいか。

　２番の「情報共有して見守りをすることが重要です」という一文が、実際、現場の方からすると、見守りで本当にいいのかというのもあるし、見守りばかりお願いされて、負担感がすごいという部分ではあるのです。なかなか難しい気がします。予算的なところとか、法的な部分で、虐待防止法については大きな壁があるので、むしろ、例えば相談支援員が虐待発見１０何％ぐらいありますよね。その発見の機能としての役割も重要なのだとか、その後は、基幹や自立支援協議会を通じて見守りという言葉ありますが、支援か、ネットワークを作っていくことが大事だという話にしておいたほうがいいのかと思います。

　３番は、避難計画の個別の計画を書いていますが、加算になっている市町村は、大阪府下では二層ですか。加算というか、プラスアルファをつけているところです。

○事務局

そうですね。あれから探したのですが、いわゆる入所施設が加算がありそうなのですが、相談支援事業所には加算がなさそうです。

〇部会長

　ただ、３番はあってもいいのかと思います。この提言で、先進的な事例というところを挙げてもらったらいいのかと思います。そのあたり、各委員の方から出してもらったらいいのかと思います。

　１７ページになると、本部会から大阪府への提言ということで、１つ目が、相談支援アドバイザーの活用ということです。

　書き方ですが、府内市町村に対する提言、大阪府に対する提言と分けている部分が文章の中に入り込んでしまっていて、強調されていない感じで、むしろ１府内市町村への提言、２大阪府への提言とやったほうがすっきりするのではないかと思います。各項目が、（１）（２）や、四角で囲むなど、文章に入り込まないというほうがいいですね。相談支援アドバイザー派遣、これも実施状況みたいな数字を前半に持ってきてもいいのかと思います。アドバイザー派遣のところ、実施状況があればいいですか。

２番が、大阪府版相談支援体制のマニュアル作成ということですね。作っていたハンドブックと別になるのですか。

大阪府で作っていたハンドブックを入れたほうがいいです。今でも大阪府ではそのような作成は行ってきましたけれど、国のマニュアルは、場合によっては、その観点も含めてブラッシュアップしていきますということですね。

○事務局

今年度の後半で、後から出てきます主任相談支援専門員さんの「人材育成ビジョン」への盛り込みを今年度後半にしたいと思います。今の２番目、大阪府版マニュアルは来年度になります。

○部会長

３番目の地域相談支援従事者育成及び確保というところで、この提言書をしっかり市町村と共通理解するための取組みをしながら、相談支援員の育成に努めますというようなものがあってもいいのかと思います。提言書の活用みたいなものがあってもいいかと思います。府の自立支援協議会に出した提言書も各市町村の状況も分析するということですので、そのように今後も府からも投げかけていきますよというものが提言書を通じて、継続的な市町村のバックアップをやっていくというような府の役割があったほうがいいかも知れません。

　４番目が、主任相談支援専門員の役割ということで、人材ビジョンに入れていくということですね。

　振り返って見て、アウトリーチのことをどこかで入れておいたほうがいいのかと思います。生活支援拠点事業のあり方というところも、岸和田で昨年末から、アウトリーチという形で重度の障がい者、手帳を持っておられる方でサービスを利用していないところにお手紙を出して、「訪問していいですか」ということも始まっておりますので、あのようなものが、計画相談にもつながっていない、認定も受けていない方ですから、そこの掘り起こしも、今後のすごく大きな課題だというのをどこかに入れておいたほうがいいし、セルフの中に入れてもいいのかも知れないし、計画相談を量的な増大というところに入れてもいいと思いますが、その他でもいいのかも知れませんが、入れておいたほうが重層的包括支援体制は、そもそもアウトリーチが入っているのです。そこにある市町村に関しては、ぜひ、取り組んでもらいたいと思いますし、そこは基幹の役割とか、相談支援課にも下りてくる可能性もあると思いますが、どこかに入れてもらえたらと思っております。

　何度も申し上げますように、できるだけわかりやすく、なぜ取組まなければいけないのかという動機づけになるように、きょう出てきたような先駆的試みというのも、市町村で集めると偏ったりするかも知れませんが、あったほうがいいと思います。

○事務局

人材養成のところで、ソーシャルワークの技術をきちんと持ち込んでいくみたいなところ、具体的に言うと、地域づくりとか、個別の支援だけでなくて、地域づくりのところを入れたらどうだというご意見もございましたので、ご報告をさせていただきたいと思います。

　もし、提言がうまくまとまれば、やはり大阪府の役割というのは、各市町村様を支援するというところになりますので、提言をホームページに載せるだけでなくて、できたらこの内容をWebとかで一度説明などさせていただいて、わかりやすいところ、わかりにくいところもあると思いますので、それも聞きながら、わかるところはもう少し丁寧にご説明する形で、市町村の方に内容を知っていただくことができればいいのかと思っております。

○部会長

今後もなるべく皆さんのご意見も見ながら、作成できたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　では、議題２の方、よろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、議題の２の「市町村の基幹相談支援センター設置に向けて」というところで、お手元資料Ａ４横の資料３をご覧ください。

　この資料３につきましては、今現時点で基幹相談支援センターを設置していない７市町向けに、これから設置するにあたって、何か参考になればいいというところで、先程見ていただいた提言の参考資料の最後のほうにも掘り込めたらと思っております。少しご説明させていただきます。

　今現在、大阪府内の市町村の基幹相談支援センター設置状況が、昨年（令和４年）４月時点で３６自治体です。１番で基幹と委託と指定と３つの一緒の事業をやっている１法人に委託している自治体が１７自治体、基幹相談支援センター単独で実施しているところに委託しているのが１３自治体ということで、大阪府内１と２でほぼ８割、９割を占めている状況です。残り３として、基幹相談支援センターと委託を一緒にやっているところの法人に委託しているのが３自治体、基幹相談支援センターと指定特定をやっている法人に委託しているのが３自治体というところで、それぞれ１と２と３と、考えられることは、メリットとデメリットをこのペーパーでは事務局の方で考えられることを入れておりますので、委員の先生方に、もっとこんなこと考えられるのではないかとか、このようなこと書いたほうが、まだ未設置の始末について役に立つのではないかとか、ご意見いただきたくてペーパーを作らせていただいております。

　まず、最初に１の場合、基幹と委託と指定特定が一緒の法人さんに委託した場合は、メリットとして、まず、事例が多数あることから、働いておられる方のスキルアップを図ることができます。デメリットといたしましては、３事業所が同一法人のため、役割分担が不明瞭になるときがあるのではないか、従事者が３事業所間で兼務の場合は、他の業務が多忙になった場合、基幹相談支援センターの業務に専念できないということです。

　一枚めくっていただきますと、２の場合ということで、基幹相談支援センターが独立で委託している場合ですが、メリットとしては、独立設置のため、センター業務に特化できます。デメリットとしては、従事者が少ないため、病気や産育休で休職になる他の従事者への負担が大きくなると、また、従事者の退職等によって、基幹相談支援センター職員が育ちにくいということで、結構、基幹相談支援センター職員さんの入れ替わりが激しいと聞きますので、なかなか職員さんが育ちにくいということです。

　３番、基幹と委託を同時に運営している法人さんに委託する場合は、委託を運営していることから、地域資源の状況を把握しているのではないかと、デメリットとしては、サービス利用計画を作成した経験が少ない従事者が、なかなか指定特定の方々への助言とか、人材育成等の資料が難しいのではないかということを挙げさせていただいております。

　最後のペーパーなのですが、大阪府内市町村との協働設置の状況というところで、先ほど「７市町がまだ未設置です」と言っている中で、人口規模の少ないところにつきまして、これを見ていただいて何かの参考になればという思いで作っております。基幹相談支援センターと自立支援協議会を協働設置しているのが、府内で泉佐野・田尻町、河南町・太子町・千早赤阪村の２箇所です。自立支援協議会が協働設置しているのが、阪南・岬、泉大津・忠岡、豊能・能勢ということで３箇所あります。それぞれＡ市としまして、基幹と委託を同時に運営している法人に委託する場合は、メリットといたしまして、委託料が各自治体で協働設置することで軽減できるのではないか、人口規模が少なくて、事業者数も少ない自治体は、広域の基幹相談支援センターからより適切な助言を受けることが可能になるということ、デメリットといたしましては、広域化に伴って、基幹と委託の業務が半分になる恐れがあるということで挙げさせていただいております。

○部会長

はい、それぞれメリット・デメリットということで整理していただいておりますが、まず、この分け方というのはいかがですか。

　実際でいうと、委託といったときに、社会福祉協議会であるとか、１つの法人さんで委託を受けている場合というのは、複数法人からの出向はなくなりましたか。

○事務局　複数法人からの出向ですか、何ヶ所かあるとは聞いています。

○部会長

そのようなところの細かい部分があるなというのは気にはなります。そこも注意書きで書いておいてもいいのかも知れませんね。「このような形態があるのはきちんと把握していますよ」というところです。

委託は、地域割りは増えてきていると思いますが、分野別もまだありますよね。そこも書いておいたほうがいいかも知れません。

　大きな分け方として、この３つというのはいいのかと思います。「いろいろな形があることは、府としても把握しています」というのは入れて置いたほうがいいと思います。このメリットとデメリットというところで、協働のところは。

○事務局　基幹と委託です。

○部会長

３番ですね。メリットがそれぞれに１個ずつなので、バランスが取れたらいいと思います。いかがですか。もう少しメリット、資源の状況も把握していく以外のもので。

○委員

これが現状だと思います。デメリットについても、女性の方もおられるので、３人もいるのですが、それについては、「必ず代替えを入れてください」と言っていますし、一番最初の３つの１も、仕様書か協定書の中で、「重複したらいけません。各一人ひとり、各挙げてください」と書けば、それで済むのかと思いますが、それは理想論であって、現状、事業所さんからしたら、なかなかしんどい部分もあるのかと思います。

○委員

相談支援専門員から見たら、「すごい、そう、そのとおり」と思いながら読んでいたのですが、最後の「協働設置」のところだけ自治体目線です。もし、自治体目線で１、２、３も入れられる文言、自治体目線がよくわからないですが、相談支援としてはものすごい「ある、ある、そう、そう」という感じです。

○事務局

私たちも現場で、基幹とか、委託と直接やり取りや契約していないので、考えられるのは、絞ってでなくて、現場の声とか教えていただければと思います。

○委員

行政目線ですね。この１番だったら割安でできるなど。

　そういうことが優先課題です。先ほど言った１番、仕様書が必要とか、仕様書によって市の指針がわかるみたいなメリット。

　指定特定することで、結局、指定特定の個別給付費を回避されるというような、指定がわからない、そこが行政側からして、指定特定と抱き合わせで契約してもらうのは、どんなメリットがあるのかは入れておいたほうがいいと思います。行政側からは、「こんなメリットがあります」など、ただ、指定特定の業務で負われてしまって、本来の委託業務ができないようになってしまうのかと思います。

○部会長

この１番の２つ目のデメリットは、他業務が多忙になった場合というのは、他業務というのはだいたい指定特定の計画が忙しくてということです。メリットをもう少し出せたらいいなというところもあるのですが、どうしてもデメリットがでます。２番などの場合でよく感じるのは、委託さんのほうが力が強いということがありますが、基幹はバックアップなのだという位置づけになっているのはよくあるのかと思っています。

　基幹の役割として、バックアップということが明確になるとか、そのようなことでいいかも知れませんが、そうでないとこの形だとあると思いますので、難しいですね。いかがですか。行政、自治体としてのメリット・デメリットというのを少し書き加えてみたらという意見がありましたが、そのところいかがですか。

○委員

おそらく、自治体のメリット・デメリットで、指定でいうと、お金の話と、もう一方は、意思疎通の話というか、他の市がどれぐらい行政と、１番が１７自治体ある中で、基幹指定特定がくっついているところと、行政の意思疎通が、委託は他にもあるかと思いますが、指定特定などは、絶対に他にもあると思いますが、ここだけ特別にすることで、何かバランスがおかしくなるのか、そのようなお金の話は、別に書ける行政視点というと、行政の意図が一番に伝わりやすいとか伝わりにくいとか、そのようなのが出てくるかどうかわかりませんが。

○委員

あと、協議会の運営です。設置してうまく回してほしいだけです。

　これを「１番と４番のパターンがありますよ」というのを市町村さんに言う感じです。

「これならメリットがあるよね」と。そうであれば、例えば１番とは何々市ですよと書いておいてあげれば、もしかして、そこに直接聞きに行かれるかも知れません。

○事務局

別のデータで、大阪府で「福祉の手引き」がありまして、そこの後ろに各市町村の基幹相談支援センター、委託相談事業所、指定特定というのを事業者名で丸をつけているデータがあるのです。それをリンク先に貼ってあげるのもいいですか。

○委員

もし、自分ところが１で、あそこも１だとわかったのなら、１同士、実情を話し合うとか。

○部会長

なかなかここの市町村一括化と入れてしまうのは難しいかも知れません。資料ぐらいのほうがいいですね。

○事務局

うまく回っていそうな自治体さんに、アンケートではないですが、電話で確認させてもらって、もう少しメリット・デメリットが増やせるように、そのようにしていきたいと思います。

○部会長

それでは、議題２については、また、皆さんのご意見をお伺いするということでお願いします。今回の提言者は修正もあるかと思いますので、事務局で作成いただいて、私、確認して、皆さんの方に聞くべきところがありましたら、また、かけたいと思います。成功例というのは、ぜひ、挙げていただきたいと、そこで入れるのものがあれば、入れて頂きたいなと思っております。

　最後の基幹相談支援センター設置については、また、メリット・デメリットも挙げてもらうとともに、基幹相談支援センターは設置しないといけないというところにつなげるもの、提言書にも書いていますが、そのようなところが資料の中にもあったほうがいいのかと思います。また、ここもご意見いただければと思っております。

　それでは、これで閉会という形で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○事務局

部会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

　それでは、これをもちまして「令和５年度　第１回大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会」を閉会いたします。

　本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。

（終了）